

新 旧 対 照 表

第2 「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部  
改正に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）関係

（注）\_\_\_を付した部分は改正関係部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第13条（（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等））関係</b></p> <p>（震災特例法第13条第2項の規定と第3項の規定との関係）</p> <p>13-3 ……、平成7年4月1日から<u>平成14年3月31日</u>までの間に、 地方公共団体、<u>都市基盤整備公団</u>、……………。</p>	<p><b>第13条（（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等））関係</b></p> <p>（震災特例法第13条第2項の規定と第3項の規定との関係）</p> <p>13-3 ……、平成7年4月1日から<u>平成11年3月31日</u>までの間に、 地方公共団体、<u>住宅・都市整備公団</u>、……………。</p>